

利 用 団 体 各 位

国立妙高青少年自然の家
所長 水澤 哲

食事のご利用キャンセルの際のキャンセル料の取扱について

平素より当所の事業運営について格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、食堂に注文した食事（食堂食・野外炊事・お弁当）の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱につきまして、変更させていただきますのでご案内申し上げます。

昨今の食堂運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。このような中、令和 7 年 1 0 月以降は、国立青少年教育振興機構の 2 8 教育施設の食堂の契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

今回の 2 8 教育施設の食堂契約の一本化に伴い、食堂に注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱についても、令和 7 年 1 0 月以降は、下記のとおり、全施設統一の基準とさせていただきます。ご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 適用開始日 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

2 キャンセル料徴収の対象

(1) 食堂食・野外炊事

ご利用初日の 3 日前 1 5 時以降で、利用期間中の各食事でそれぞれ累積 2 0 食（人）分以上のキャンセルが発生した場合

(2) お弁当（各種弁当のほか、おにぎりやパンの単品も含む）

ご利用初日の 7 日前 1 5 時以降で、キャンセルが発生した場合

※ 具体的なキャンセル料については、別表 1 のとおりです。また累積数のカウント方法等の詳細は別表 2 のとおりです。

※ 天災等、利用団体に責任のない不可抗力によるキャンセルはキャンセル料徴収の対象外となります。

※ 利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルは徴収の対象となります。

3 注文内容の変更

上記のとおり、特に食堂食・野外炊事については大幅な変更がない限りキャンセル料が発生することはありませんが、フードロス削減の観点から、変更が発生しましたら必ずご連絡ください。

【本件担当】

国立妙高青少年自然の家 事業推進係

〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2

TEL 0255-82-4321 FAX 0255-82-4325

Mail myoko-ji@niye.go.jp

<別表 1 : 料金表>

区分	ご利用初日を基準日とする		
	7 日前	3 日前	2 日目
	1 5 時以降	1 5 時以降	1 5 時以降
①食堂食・野外炊事	—	料金の 5 0 %	料金の全額
②お弁当	料金の全額		

※ 区分①は各食事毎で累積 2 0 食（人）分以上のキャンセルが発生した場合のみが対象となります。

※ 区分②は 1 食毎が対象となります。

※ 3 泊以上の利用に関しては、基準日の取り扱いを変更させていただきます。

例：利用初日の連絡でキャンセル料が発生してしまった場合、キャンセル料の適用は 3 日目までで、4 日目以降はキャンセル料は発生しない など

<別表 2 : Q&A 集>

質問	回答
「2 0 食（人）分以上」とは、A：利用期間中の各食 2 0 食の変更 B：利用期間中の変更数合計 2 0 食（例：各食 5 食×4 回）のどちらの解釈が正しいか。	A：利用期間中の各食 2 0 食の変更 です。
「2 0 食（人）分以上」ということだが、仮に 2 5 食のキャンセルがあった場合は、2 5 食から基準の 2 0 食を引いた 5 食分がキャンセル料の対象となるのか、2 5 食すべてが対象となるのか。	2 5 食すべてが対象となります。
以下の例のように、複数回に分けて合計 2 0 食のキャンセルを行った場合、どのような計算になるのか。 A：入所 4 日前に「食堂食 1 0 食キャンセル」 B：入所 2 日前 1 5 時までに「1 8 食分のキャンセル」 C：入所日に「2 食分のキャンセル」	・ A の分はキャンセル料不要であり、累積の計算も対象外です。 ・ B と C 合計で 2 0 食となるためキャンセル料が発生します。B 1 8 食は 5 0 %、C 2 食は全額の料金計算となります。
野外炊事セットはどのような計算となるのか。	各セットの目安分量によって、人数計算をします。 例：1 セット 8 人分を 2 セットキャンセルした → 1 6 食（人）分のキャンセル